［近鉄ケーブルネットワーク株式会社］

KCN Air（無線インターネット）重要事項説明

当社が定める「無線インターネット契約約款」および「インターネット約款」のご確認をお願いいたします。

KCN Airについて

- 当社が提供する地域BWA（地域広帯域移動無線アクセス）サービスの総称です。

KCN Airの契約条件について

- KCN Airは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定める無線インターネット契約約款およびインターネット約款により、無線インターネット接続サービスを提供するものとします。
- 申込者が未成年の場合、親権者の同意が必要です。

提供エリアについて

- サービス提供エリアはホームページ等で別に定める提供エリアマップに準じます。
- 申し込みの際には、提供エリアマップにてサービス提供エリア内であることをご確認ください。
- 提供エリア内であっても電波状況等により利用できない場合があります。
- 設備の変更や新設・撤去等により、提供エリアが変更になる場合があります。

通信速度について

- KCN Airの通信速度は下り最大110Mbps、上り最大10Mbpsのベストエフォートです。
- 通信速度は送受信時の技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。
- KCN Airはベストエフォート型サービスであり、通信環境、回線状況により通信速度が変化しますので、一定の通信速度を保証するものではありません。また、パソコン等の接続端末のネットワーク機器の性能により通信速度は制限されます。

端末機器設置場所ついて

- KCN Airの通信状態は、無線基地局設備との位置関係により変化しますので、通信状態が一番良い窓際に置き、場所を固定しての利用をおすすめします（目安：窓際2m以内）。
  ※住居形態によってつながりにくい場合があります。
- 転居等で住所が変更になる際は、手続きが必要ですので事前に当社へご連絡ください。手続きをせずに端末機器の設置場所を変更されると、サービスエリア内であってもKCN Airをご利用いただけなくなる場合があります。また、ご契約住所以外でのご利用はサポートの対象外とさせていただきます。

端末機器（SIMカードを含む）について

- KCN Airで提供している端末機器およびSIMカード（以下、「端末機器」）は当社からの貸与品ですので、端末機器の分解・改造は絶対に行わないでください。分解・改造が判明した場合は、機器損害金を請求いたします。また、故意での故障対応も同様とします（機器損害金　10，000円（不課税））。
- 端末機器は、当社にて初期設定したうえでお渡しします。お客様にてご利用場所に設置し、お客様機器と接続設定してください。当社にて訪問設置、設定をご希望の場合は有料となります。

ID・パスワードについて

- ご契約後、約1週間でID・パスワード等を記載した「KCNインターネットサービス登録のご案内」を送付いたしますので、お客様にてマイページパスワードを任意で変更してご利用ください。また、必要に応じてメールアカウントの設定やオプションサービスのお申し込みを行ってください。

料金について

- 初期費用および月額基本利用料のお支払いはクレジットカード払いとなります。
- 「端末機器をお渡しした日」または「端末機器の発送日」がKCN Airの利用開始日となります。
- KCN Airの月額基本利用料およびオプション月額利用料は、利用開始日の属する月の翌月より課金が開始されます。
- 申込事務手数料および設置設定費用は、1契約毎の料金となります。
- KCN Airの申込事務手数料は、利用開始日がその月の20日までの場合は翌月請求、21日から末日までの場合は翌々月の請求となります。
- クレジットカードによるお支払いの請求締切日および引き落とし日は、お客様が利用するクレジットカード会社の規定に準じます。クレジットカード会社の締切日により、クレジットカード会社から2ヵ月分の料金がまとめて請求される場合があります。
- KCN Air契約は月単位となりますので、解約月における月額基本利用料の日割りには対応しておりません。

接続について

- KCN Airで割り当てられるIPアドレスは、プライベートIPアドレスになります。プロトコルの制限は行っておりませんが、グローバルIPアドレスの利用を前提としたアプリケーションは、利用いただけない場合があります。

初期契約解除制度について

- KCN Airは初期契約解除制度の対象となります。
- 加入者は、「契約内容のご案内」書面の受領日から起算して8日を経過するまでの期間、文書により契約の解除を行うことができます。
- 契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 申込事務手数料、撤去費用はご請求させていただきます。

解約について

- 加入者は、利用開始月を除く毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社が定める受付に提出をもって解約とします。
- KCN Airを解約された場合、利用していた端末機器は当社店頭または以下の返却先までご返却ください。返送にかかる費用はお客様負担となります。なお、返却いただけない場合、機器損害金を請求いたします。

＜返却先＞〒630－0213　生駒市東生駒1－70－1　近鉄東生駒ビル2F
近鉄ケーブルネットワーク(株)　業務課　宛

解約にかかる費用について

- ご契約時、当社にて設置設定を行い、設置設定費用を分割払いされている場合、分割料金の残余額を一括してお支払いいただきます。

20220221